

各区市民提案型事業等一覧

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	
事業名称	いきいきわさき区提案事業	幸区提案型協働推進事業	中原区市民提案型事業	高津区市民提案型協働事業	宮前区資金支援事業補助金	川崎市多摩区市民提案型協働事業 (届けば光る多摩事業)	麻生区市民提案型協働事業 麻生区地域コミュニティ活動支援事業補助金	
事業予算 (平成29年度)	2,981千円	2,641千円	2,123千円	3,266千円	2,046千円	2,211千円	2,602千円 784千円	
対象事業	地域課題の解決のために実施する事業 なお、次のいずれかに該当する場合は対象としない。 川崎区役所が事業を所管していないもの(川崎区役所で連携できない事業) 提案した団体が既に実施している事業 営利を目的とするもの 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの 政治活動又は宗教活動を目的としたもの 地方公共団体及び外郭団体等から当該事業の委託、補助等を受けている、又は受ける見込みのあるもの 施設等の建設や整備を目的としたもの 公序良俗に反するもの	区役所が設定する募集テーマに沿った取組で、新規性が高く、区民全体に広がる可能性が高い取組。 (平成28年度募集時のテーマ) ①高齢者等の健康づくり・見守り・支えあい ②子育て支援 ③地域コミュニティの活性化 ④地域の魅力発信・向上 ⑤安全・安心なまちづくりの推進 ⑥エコ・環境の推進	対象となる事業は、次の条件のいずれかを満たすものである。 (1)川崎市における総合計画等で区の課題とされるもの (2)中原区区民会議で地域課題として解決に向けた審議が行われたもの (3)その他、地域課題の解決に資するもの 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは対象外とする。 (1)区が業務を所管していないもの (2)区に属している事業 (3)提案した団体が既に実施している事業。ただし、次項の事業の継続を希望する場合はこの限りではない (4)営利目的及び特定の個人や団体のみが利益を受けるもの (5)政治活動又は宗教活動を目的としたもの (6)施設等の建設や整備を目的としたもの (7)国、地方公共団体及び外郭団体等から当該事業の委託・補助助成等を受けているもの (8)公序良俗に反するもの 事業の継続を希望する場合は、改めて事業の提案を行うこととし、同一事業の提案は、事業開始年度を起点として通算で3年度を限度とする。	募集する事業は、区が行える業務の範囲内で、区と協働を行うことにより、地域の課題の解決につながるものである。 ただし、次のいずれかに該当する事業は対象としない。 (1)営利目的及び特定の個人や団体のみが利益を受けることを目的とするもの (2)政治・宗教・選挙活動を目的とするもの (3)施設等の建設や整備を目的とするもの (4)国、地方公共団体、外郭団体から当該事業の委託・補助・助成等を受けているもの (5)公序良俗に反するもの	宮前区で公益的な活動を行う市民活動団体の運営資金を補助対象とする。 具体的には以下のような市民活動を対象としている。 ・花みりのちもちづくり ・こどもの健全育成 ・こニアの社会参加へのきっかけづくり ・子育て支援 ・障害者の支援 ・高齢者福祉 なお、対象となる団体は以下のとおり。 ・宮前、政治・宗教活動を目的とする団体 ・川崎市暴力団排除条例、神奈川県暴力団排除条例に該当する団体 川崎市または川崎市出身法人からの支援金を受給している団体	地域課題の解決や地域特性を活かした魅力あるまちづくりの実現に向けた事業とする。ただし、次のいずれかに該当するものは対象外とする。 (1)多摩区役所が実施できる事業の範囲を超えるもの (2)広く多摩区民に開かれた活動でないもの (3)当該年度において、川崎市又はその外郭団体から補助・助成や委託を受けている、もしくは受ける見込みのあるもの (4)営利目的又は特定の個人・団体のみが利益を受けるもの (5)施設等の整備を目的としたもの (6)年1回のみイベントを実施するもの (7)公序良俗に反するもの 2 審査委員会において、提案された事業が、前年度までに実施された同一団体による同じ内容の事業であると認められた場合は、通算3回まで実施できるものとする。	地域社会の抱えるさまざまな課題や、日頃の活動などを感じている地域課題の解決につながる提案事業(例:地域の防災力の向上、地域の子育て支援、地域における高齢者の健康づくりなど) ①営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受けるもの ②政治活動又は宗教活動を目的としたもの ③事業実施を伴わない調査・研究のみのもの ④すでに事業実施されているもの(例外あり) ⑤川崎市または川崎市出身法人から事業申請と同じ事業の補助金が決定しているもの	麻生区における地域の新たなコミュニティづくりにつながる市民活動団体等の活動 ※次の事業は対象外 ①営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受けるもの ②政治活動又は宗教活動を目的としたもの ③事業実施を伴わない調査・研究のみのもの ④すでに事業実施されているもの(例外あり) ⑤川崎市または川崎市出身法人から事業申請と同じ事業の補助金が決定しているもの
交付対象経費	全体の予算280万円、一事業100万円以内(平成29年度実績) 対象経費は、人件費、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信費、保険料、賃借料など	1事業あたり50万円以内(委託料)	(1)事業実施に必要な人件費 (2)講師、専門家又は出演者等への報償又は謝礼 (3)会議開催通知や資料送付に必要な切手代等の通信費 (4)写真、ポスター及び報告書の作成費 (5)消耗品の購入費 (6)専門的知識及び技術等を要する業務を外部に委託する費用 (7)会場等の使用料 (8)保険料	事業費としては300万円を予定としており、1事業の上限を100万円に設定しています。	会員向けの飲食経費や、団体または団体に属する個人の資産と見做らるる物品(汎用性の高いもの、2万円以上の高価なものを除き、活動を行ううえで必要となる経費。具体的には以下の費目を対象としている。 ・人件費(講師への謝礼、出張料など) ・交通費(移動に係る交通費) ・消耗品費(2万円以下の用紙代、材料費、書籍など) ・印刷製本費(コピーおよび印刷経費、印刷・製本の委託費など) ・通信費(通信運搬に係る切手、メール便など) ・会場使用料(施設等の一時使用料、車両・機器の賃借料) ・その他諸経費(各種保険、振込み手数料など)	一つの対象事業に係る委託料は、70万円(消費税額及び地方消費税額を含む。)までとする。 2 委託料の対象となる経費は、提案した事業の実施に要する経費であって、次の各号のいずれかに該当する経費とする。 (1)人件費 (2)報償費 (3)旅費 (4)消耗品費 (5)教育費 (6)印刷製本費 (7)通信運搬費 (8)保険料 (9)賃借料 (10)その他、多摩区長(以下「区長」という。)が必要と認める経費	金額(委託料)は、1事業あたり10万円～100万円以内(消費税額及び地方消費税額8%を含む。)ただし、経費として計上できるのは、次の項目に限ります。 【お上りできる経費】 ① 謝礼金等 ② 旅費・交通費 ③ 消耗品費 ④ 印刷製本費 ⑤ 通信運搬費 ⑥ 使用料・賃借料 ⑦ 保険料 ⑧ その他経費	報償費、交通費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、保険料、賃借料、ただし、対象経費の80%以内でかつ1万円以内。
審査主体	川崎市川崎区市民提案型協働事業審査委員会(学識経験者、川崎区区民会議委員、市職員で構成される条例設置の附属機関)	川崎市幸区市民提案型協働事業審査委員会	中原区市民提案型協働事業審査委員会	市民提案型協働事業審査委員会(外部の学識経験者に委員を委嘱)	宮前区まちづくり協議会	川崎市多摩区市民提案型協働事業審査委員会	麻生区役所・川崎市麻生区市民提案型協働事業審査委員会 審査員6名(特定非常勤活動法人あさお市民活動サポートセンター役員3名、有識者2名、行政1名)	
具体的な審査方法	提案団体が公開プレゼンテーションを行い、川崎市川崎区市民提案型協働事業審査委員会が審査を行う。 第1次審査:提出書類の要件審査 第2次審査:公開プレゼンテーションの発表内容及び提出書類を審査委員会が総合的に評価し、審査する。	企画提案書を受理したときは、審査委員会に諮る。区長は、審査委員会の選定に基づき、事業及び事業実施団体を決定する。	①高津区役所による書類選考、②公開プレゼンテーションにおける高津区市民提案型協働事業審査委員会の選考を通じて審査しています。	申請のなされた団体の活動内容について、宮前区まちづくり協議会委員、大学教授等の有識者と共に、書類審査、プレゼン審査を経て決定。補助金の支給可否、支給額については、「7 審査基準」に記載された4つつの審査項目(地域への力、思いの力、つながる力、続ける力)により採点後、点数に応じて決定する。	公開プレゼンテーションを行い、審査委員会による事業評価を行う。	区長は、川崎市麻生区市民提案型協働事業審査委員会の事業評価を決定する。 具体的には、 (1)第1次審査は、団体が提出した書類により麻生区役所が要件審査を行います。ただし、必要に応じて、内容確認の審査を行うことがあります。 (2)第2次審査は、書類及び応募団体による公開プレゼンテーションにより川崎市麻生区市民提案型協働事業審査委員会が審査を行います。 (3)第2次審査の審査結果を考慮し、麻生区長が選定事業を最終決定します。	麻生区における市民活動の中間支援機能を有する川崎市麻生区市民提案型協働事業審査委員会の非常勤活動法人あさお市民活動サポートセンターが公開プレゼンテーションを開催。提出書類及び公開プレゼンテーションの内容により上位6事業を選定。	
審査基準	【第2次審査の審査基準】 ①課題の明確性・妥当性 ②地域性・独自性・将来性 ③解決手段の妥当性 ④公益性 ⑤協働性 ⑥内容の具体性・実現性 ⑦事業効果・展望 ⑧予算の適正性 ⑨団体の実施能力 【継続事業】 ⑩発展性 ※新規事業と継続事業では評価項目が一部異なる。新規事業については「先駆性・新規性」が、継続事業については「発展性」が評価項目となる。	提案を受け、事業内容が、区の課題を的確に捉え解決できる内容か、実現性と効果が高いか等の観点で審査を行う。 (1)区の課題解決の視点 -事業の公益性 -事業の公平性 -事業の必要性 -事業の先駆性・新規性※ 【継続事業】 -事業の発展性 (2)実現性と効果の視点 -協働の必要性 -事業の独自性 -事業の具体性 -事業効果 -事業の将来性 -予算の適正性 -団体の適正性等	①目的・課題の明確性・妥当性 ②地域性・独自性・将来性 ③解決手段の妥当性 ④公益性 ⑤協働性 ⑥内容の具体性・実現性 ⑦事業効果・展望 ⑧予算の適正性 ⑨団体の実施能力 【継続事業】 ⑩発展性	以下4つつの審査項目により活動内容を審査する。 なお、補助金の受給年数に応じて、重点的に審査する項目を設けている。 ①地域への力 (まちづくりに寄与する活動か、地域の課題解決につながる活動か) ②つながる力 (広く市民参加の機会が与えられているか、他団体との連携はあるか) ③繋がる力 (継続性があり将来的に自立可能か、自己資金の確保に努めているか)	1公益性 ・多くの地域住民に提供できる活動か 2妥当性 ・委託料の積算が適正か 3地域性 ・活動の計画が具体的に、かつ、実現の可能性があるか 4的確性 ・提案内容が地域課題を的確にとらえたものか 5新規性 ・提案内容が斬新なものか 6将来性 ・今後の活動の継続性や発展性が期待できるか 7加算対象 第5期多摩区区民会議で審議・報告された、テーマのいずれかに関連があるか ・稼働(動機)の活用による魅力の掘り起こしと発信の仕組みづくり ・いざという時に、大切な命を守るための顔の見える関係づくり	【事業の方向性】 ○課題・目的の明確性・妥当性 ・提案内容が、麻生区における地域の課題を的確に捉えているか ○事業目的が、麻生区役所の委託事業として実施するにふさわしいか ○先駆性・新規性 【新規事業】 ・提案内容に先駆性や新規性があり、地域の課題を解決するモデル事業として開始するのふさわしいか 【継続事業】 ・前年度事業に先駆性や新規性を加えて、事業を発展させているか ○協働の必要性・効果 ・提案団体の役割と区に期待する役割が明確かつ活用されており、協働で取り組むメリット(きめ細かいサービス)の提供、地域の課題に即した、人的・物的サービスの提供などが期待できるか ・多くの区民に対する具体的な効果や他地域、団体への広がりなど相乗効果・波及効果が期待できるか 【事業の実現性】 ○事業の具体性 ・事業の実施方法、スケジュール等が具体的に計画されており、達成が可能な事業であるか ・地域の住民や団体等の理解・協力が得られる事業か ○団体の実施能力 ・提案団体は、事業を実施する能力(人員、知識、経験等)を有しているか ○予算の適正性 ・経費の積算が、事業計画に対して適正に算定されているか ・効率的な執行により、コストを抑えているか ○事業の継続性 ・事業が終了した後も、自立的な事業または区の事業に発展していくなど継続的な実施が期待できるか	事業目的、事業内容、助成申請額、スケジュール、事業実施の体制、事業効果により評価。	